

連鎖販売取引について

連鎖販売取引 = ネットワークビジネス = マルチ商法 ≒ ねずみ講

ビジネスの説明をしている主宰会社やディストリビューターに「それって、マルチ商法でしょ？」と聞かれることがあると思います。

そのような質問をされた時に、どのように答えていますか？

「自分たちが行っているビジネスはネットワークビジネスで、法律で認められているもので、違法なマルチ商法やねずみ講とは違う」と答えたりしていませんか？

マルチ商法という言葉は、消費者啓発等で「マルチ商法に気をつけましょう」とか、摘発があった場合に「悪徳マルチ商法」等と使用されることが多く、良い意味で使われることがないため、イメージの悪い言葉になっていますが、特定商取引法の連鎖販売取引は、いわゆるマルチ商法だということを確実に理解してください。

特定商取引法の前身の「訪問販売等に関する法律（訪問販売法）」は、昭和 51 年 6 月 4 日に公布され、同年の 12 月 3 日に施行されています。

連鎖販売取引という言葉もこの時に初めて登場することになったのです。

以下は、法律が作られる時の国会における質疑の内容の抜粋です。

昭和 51 年 5 月 18 日（火曜日の衆議院商工委員会での通商産業審議官の発言です。

訪問販売等に関する法律案（内閣提出第五九号）

○政府委員

（省略）

われわれとしては、法的規制、法的禁止ということは、非常にかっこうがよくて気持ちがいい処置ではあるけれども、反面、デメリットがある。それはかえって有効な取り締まりができないということであると考えまして、こういう方向での規制というものはやめたわけでございます。そして、法的規制、法的禁止よりも、むしろ実質的禁止の方がより有効な方法である、こういうふうを考えまして、現在の法律案ができています。

実質的禁止でございますと、犯罪として禁止するわけではなくて、マルチ商法の中で勸

誘方法が不当であるような場合にこの行為を規制しよう、こういう考え方をとるわけでございます。したがって、今度はその対象となるマルチの範囲は犯罪として規制する場合よりはかなり広範囲になります。要するに、**広い網を張ることが可能になるわけでございます。この広い網を張りますと、その中にはあしきマルチ、いいマルチ、灰色のマルチ、みんな入ってくるということになるわけでございます。その入ってきたものの中で、勧誘方法が不公正である等のものを規制することによって、実質的にあしきマルチを禁止していこうというのが、今回の法規制の柱になっておるわけでございます。**

マルチ商法だと認めずに、違ふと主張することは、特定商取引法の禁止行為に抵触することにもなり、行政処分の対象となりますので、注意してください。

【参考】

<通達より抜粋>

「連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」について「当該取引が連鎖販売取引であること」が重要事項に該当し得るかという点については個別具体の事例によって異なるが、取扱商品の内容、再販売の条件や特定負担、特定利益等といった取引内容の詳細がすべて告知されている場合に「連鎖販売取引である」旨を告げなかったという一点をもって直ちに重要事項の不告知に該当するとは必ずしも言えないが、**相手が連鎖販売取引か否かを尋ねているにもかかわらず「連鎖販売取引ではない」と告げる場合には、不実の告知に該当する。**

つまり、「マルチ商法ですか」と聞かれて、「マルチ商法ではない」等と回答をしたりすると不実告知として罰せられることになります。

同じように「それってねずみ講でしょ？」と聞かれることもあると思います。

連鎖販売取引とねずみ講は、規制している法律が違うので、「違ふ」と答えていただければ結構です。

中には、特定商取引法に違反したとして行政処分を受け、後にねずみ講を開設したとして摘発された事例もありますが、別物であるということは間違いありません。

表面上のシステムが類似していることと、その扱っている商品等の性格によっては、ねずみ講に限りなく近い性質のモノもあることから、一般的に持たれているイメージは、ネットワークビジネス≒ねずみ講ということになります。

ねずみ講を取り締まる法律は、「無限連鎖講の防止に関する法律」というものになります。

無限連鎖講の防止に関する法律

第2条（定義）

この法律において「無限連鎖講」とは、金品（財産権を表彰する証券又は証書を含む。）を出えんする加入者が無限に増加するものであるとして、先に加入した者が先順位者、以下これに連鎖して段階的に二以上の倍率をもつて増加する後続の加入者がそれぞれの段階に応じた後順位者となり、順次先順位者が後順位者の出えんする金品から自己の出えんした金品の価額又は数量を上回る価額又は数量の金品を受領することを内容とする金品の配当組織をいう。

また、現在は存在していませんが、過去の警察庁のホームページ内で、ねずみ講とマルチ商法の違いについて説明がありました。

一番分かり易い説明だと思いますので、紹介します。

※ねずみ講とマルチ商法

ねずみ講とマルチ商法は類似していますが、マルチ商法は特定の商品の再販売等を行うことにより、加入者がマージンを受け取る組織的販売方式であり、適切な組織運営を行えば事業を維持することは可能であるのに対し、ねずみ講は生産的な活動を伴わない金品配当組織であり、新しい加入者の勧誘が必ず行き詰まり、組織の維持が不可能である点でマルチ商法と大きく異なります。

このようなことから、マルチ商法は法による規制は受けているものの禁止されていないのに対し、ねずみ講は法により、開設、運営、勧誘等の行為が一切禁止されています。